

# 台風 21 号の被害に 遭われた皆様へ

平成 30 年 9 月 4 日に起きた台風 21 号の台風被害の多さ、大きさに保険会社（鑑定人）も手が回らない状態です。

実際に台風による被害なのか？

台風の前にあった被害なのか？

など、保険会社（鑑定人）の判断次第だったのが、現在は台風被害と認めてもらえ易くなっているのが現状で、**ほぼ 100%に近い方が認めてもらっています。**



知らずに放っておいても雨漏れだとか不具合が出て、期間が経つに連れて保険金も減額されていき、通りにくくなっていきます。

より認めてもらえ易い時期やタイミングを選んで、保険申請してみるのは何も悪いことではありません。

無いものを作って申請してるわけではなく、台風で被害にあった箇所 + どちらともお客様の判断できない箇所（保険会社が判断）そういった箇所を細かく丁寧に見つけお客様と確認し申請用のお見積りを作成させて戴きます。

あくまでも保険会社（鑑定人）の判断で、保険適応かの可否が決まります。

屋根の上なので気の付かない場合の方が多いと思います。

この機会に点検のつもりで屋根の上を見させていただけたらと思っておりますが、どうでしょうか？

もちろん無料で点検させて戴きます。

残念なことではありますが、被害が多く出た今が点検を兼ねて検討する機会ではないでしょうか？

何もないければそれはそれで良いことですし、少しでも破損箇所が見つかった時は、保険の申請をご検討下さい。

火災保険は、年に2回まで使用できます。

等級などが下がり、保険料が上がるような事はありません。

保険金をどう使おうが、お客様の自由である。

しかし、同じ保険適応箇所は、修繕していなければ、次回その箇所は適応外になります。

〇〇年間も保険料を払ってらっしゃると思いますが、この機会に使わないとこの先使うことも無いかもしれません。

万が一、来年も大きい台風被害が出るかもしれませんし、今回の保険申請が通ったら金額にもよりますが、お家のメンテナンス費用にお使いになるのも良いのではないのでしょうか。

キチンとしておけば、何かあっても保険適応されやすいです。

(九州とか千葉とかは、毎年テレビで被害のニュースが出ますが、皆さん火災保険で賄っています)

保険が適応され、コンサル料を払って主だったとこの修繕し、保険会社からのお見舞金ぐらいが手元に残った方もおられます。

コンサル料を支払い、工事は知り合いの工務店に頼んで、安く工事を済ませて、結構な保険料金手元に残した方もいます。

コンサル料を払い、残りを口座に残したまま、思案中の方と、色々ですし、お客様次第です。